

質 疑 応 答 書

件 名 遠賀町ふれあいの里指定管理者

令和6年8月26日

番 号	質 疑	番 号	回 答
1	<p>募集要項 P 6 余剰金及び精算について 利用料金の見直しに係る上昇分の利用料金返還金 についての記載がありませんが、どのような取扱い になるのか、ご教授ください。</p>	1	<p>次期指定管理については、現行の利用料金にて収入を見込んで 提案いただきますので、現利用料金が継続する間は、特に返還 金を求めることはありません。ただし、次期指定管理委託期間 中に、さらなる利用料金の見直しを実施した場合には、協議の 上、増額分との差額を返還していただく予定です。</p>
2	<p>募集要項 P 7 人件費の伸び率について、年3.0%増程度を見込ま れていますが、最低賃金の変更に伴う乖離が発生し た場合はどのようにお考えか、ご教授ください。</p>	2	<p>人件費の伸び率について、町としては年3.0%の増を見込んで 積算していますが、あくまでも指定管理料の基準額の設定に用 いた割合になります。 募集要項や「基準及び業務の範囲 別記2リスク及び責任分担 表」をよくご確認の上、今後の上昇率も含め各経費について、 申込者自身で積算しご提案ください。</p>
3	<p>管理の基準及び業務の範囲 P 1 1 別記1) 施設等の維持管理に関する業務の基準 ろ過装置保守点検 ろ材等の点検は明記されていますが、ろ材交換業務 が記載されていません。今後の取り扱いについて、 ご教授ください。</p>	3	<p>ろ材交換業務について、町はふれあいの里の浴場運営上必要な 「修繕（工事）」と認識しています。募集要項 P 7 「10 指定管 理料の基準額」内に記載のとおり、1件 50万円未満の修繕（工 事）は指定管理者で実施し、50万円以上であれば必要に応じて 町が実施します。</p>

4	<p>その他：民族資料館・藁ぶき古民家等の民俗資料に関して、燻蒸業務は遠賀町で実施されていると理解していますが、実施の頻度をご教授ください。</p>	4	<p>民族資料館・藁ぶき古民家内に保管の民俗資料については、燻蒸の必要がないため、町で燻蒸業務は実施していません。 藁ぶき古民家等建物の維持管理については、管理の基準及び業務の範囲 P10「10 その他」に記載のとおり、ふれあいの里内各施設のあり方を今後検討・協議していくため、その判断内容をもとに、必要に応じて維持管理を行います。</p>
---	--	---	--